官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（法務九〇）　一
○経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同九一）　六
○平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件の一部を改正する件（同九二）　一〇
○登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通三九〇）　三
〔その他告示〕
○平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を改正する件（中央労働委一）　一五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産七九七）　一六
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同七九八）　一九
○肥料の登録が失効した件（同七九九）　一九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五四
会社その他
会社決算公告　五九

法規的告示

○法務省告示第九十号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月二十二日

法務大臣　鈴木　馨祐